

### ◆『発注者ナビ』とは

公共工事発注者へ各種取組事例の情報提供、共有するものです。

### ★コンテンツ

1) 国土交通本省において「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン(R4. 3)」が改正されました

2) 関東地方整備局総合評価審査委員会を開催しました

### ★特集

1) 第2回関東地方整備局インフラDX推進本部会議を開催しました

2) 令和4年関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場の試行方針を策定しました

### 1) 国土交通本省において「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」が改正されました (R4. 3)

#### <概要>

- 令和4年3月に公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドラインが改正されました。
- 今回の改正では、多様な入札契約方式の適用がさらに進展したことを踏まえ、適用の考え方や最新知見を整理し、反映されています。

#### 【改正のポイント】

- ・多様な入札契約方式の選定フローを位置づけ
- ・技術提案・交渉方式(ECI)をリスクマネジメント手法として位置づけ
- ・フレームワーク方式を位置づけ
- ・その他最新知見(各種ガイドラインの変更等)の反映等

#### ★詳細はコチラをクリック

【公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドラインについて(国土交通本省HP)】

<https://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatsukeiyakugaido.html>

### 2) 関東地方整備局総合評価審査委員会を開催しました (R4. 3. 8)

#### <概要>

- 令和4年3月8日に関東地方整備局総合評価審査委員会を開催しました。
- 本委員会にて、令和4年度 入札・契約、総合評価の実施方針について審議が行われました。
- 今後は、令和4年度の実施方針にもとづき、関東地方整備局における総合評価方式の適用ガイドラインの改訂を行い、令和4年8月頃の公表を予定しています。

#### ★詳細はコチラをクリック

【令和3年度関東地方整備局総合評価審査委員会】

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu0000120.html>

# 特集1 第2回関東地方整備局インフラDX推進本部会議を開催しました(R4.3.8)

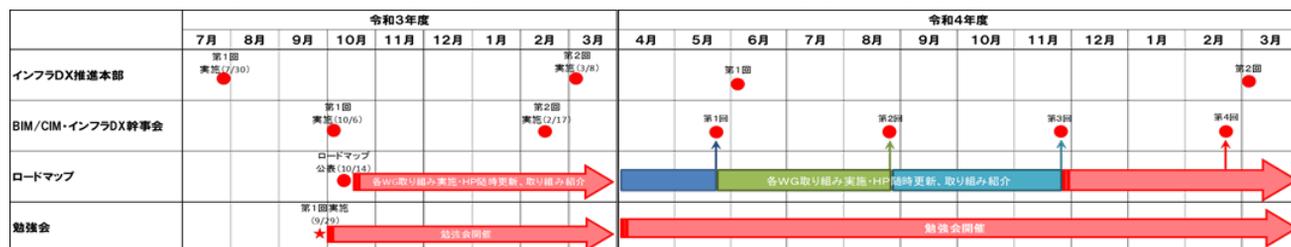
～令和3年度取組状況、令和4年度取組方針(案)を公表しました～

- ◆ 関東地方整備局では、急速なデジタル化や新たな働き方への転換などを背景に、インフラ分野におけるデジタルデータと情報技術を活用したDX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進するため、令和3年度を「インフラDX元年」と位置づけて、令和3年7月に「関東地方整備局インフラDX推進本部」を設置し、10月には関東地方整備局の各部局におけるインフラ分野のDX推進に向けた目標と具体的な取組を示したロードマップを策定・公表しました。

令和4年3月8日に開催した推進本部会議では、各部会、WGの令和3年度取組成果、令和4年度の取組方針(案)や、令和3年4月に開所した「関東DX・i-Construction 人材育成センター」を活用した人材育成、安全性の高いインフラDX構築を目指すサイバーセキュリティの取組を報告しました。

インフラ分野のDXに関する技術革新は、日々、速いスピードで進んでいます。DXは新しいことへのチャレンジであり、令和4年度がインフラDXの「挑戦の年」となるよう、地方公共団体の皆様、地域の建設業の皆様と連携を図りながら、インフラDXの取組をさらに加速化してまいります。

## 《インフラDX推進の令和3年度取組状況と令和4年度取組方針(案)》



★詳細はコチラをクリック

【関東地方整備局インフラDX推進本部会議】

[https://www.ktr.mlit.go.jp/dx\\_icon/iconst\\_index00000003.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/dx_icon/iconst_index00000003.html)

# 特集2 「令和4年関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場の試行方針」を策定しました(R4. 1)

～インフラ分野のDXを推進し建設現場の働き方改革、生産性の向上を期待～

- ◆ 関東地方整備局では、令和2年度より建設現場の遠隔臨場の試行に取り組んでおり、令和3年度には試行件数が大幅に拡大しました。令和3年度試行結果を踏まえ、令和4年の関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場の試行方針を策定しました。

## 令和4年関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場の試行方針

- 本官工事は発注者指定型により試行
- 分任官工事は発注者指定型により試行する工事発注規模を3億円以上から1億円以上に見直し。なお、1億円未満の工事は立会頻度が多い工事など遠隔臨場の効果が期待できる工事について事務所長が発注者指定型に指定して試行
- その他の全ての工事についても受注者へ意向を確認し発注者指定型により試行を実施  
※「発注者指定型」とは試行にかかる必要な費用の全額を発注者が負担する方式
- 適用: 令和4年2月1日以降に入札契約手続き(入札・契約手続運営委員会)を開始する工事

★遠隔臨場に関する詳細は、コチラをクリック

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000212.html>

※詳細については、事務局へお問い合わせください。

発行元(事務局): 関東地方整備局技術調査課

TEL: 048-601-3151(代表)